

本稿は、各種地域経済統合においてダンピング防止 (AD) 措置の適用に関し、いかなる規律が導入されているか横断的に比較することを通じ、いかなる条件が整えば、そうした規律が導入されうるか考察するものである。各種地域経済統合は、第 1 に欧州共同体 (EC)、欧州経済地域 (EEA)、オーストラリア・ニュージーランド経済緊密化協定 (ANZCERTA)、カナダ・チリ自由貿易協定及び EFTA・シンガポール自由貿易協定といった AD 措置の適用を廃止したタイプ、第 2 にシンガポール・ニュージーランド自由貿易協定、シンガポール・ヨルダン自由貿易協定等のように WTO・AD 協定を超える実体的規律 (WTO プラス) を導入したタイプ、第 3 に最近の米国の自由貿易協定等のように何らの WTO プラスも盛り込まないタイプに大きく分けることができる。これらの地域経済統合の経験を、ダンピング成立条件やダンピング防止措置の存在意義に関する諸理論に照らして分析すれば、AD 措置を廃止するために必要な条件は、第 1 に自由貿易の完成による公的市場分断の除去、第 2 に競争法の調和による私的市場分断の除去であり、第 3 に競争法による代替的規律の導入と執行協力によってダンピングへの対処方法が与えられれば、さらに廃止がスムーズとなると考えられる。その意味で、AD 措置適用廃止は、まさに地域経済統合の「市場統合度を示す指標」ということができよう。他方、AD 措置に関し WTO プラスの規律を導入する条件としては、当事国が WTO・AD 措置ルール交渉等に向けた先例形成に共通の利益を有すること、当事国間で一方のみが他方に AD 措置を適用するようなアンバランスな状況にないこと等を挙げることができる。これらの知見は、WTO・AD ルール交渉の進展に向け、また、我が国が今後締結する自由貿易協定／経済連携協定等の交渉実務に対し、一定の示唆を与えると思われる。